

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二 地先から同市蒔田字高橋二五七六 番一地先まで</p>	区 間
<p>一八・四〇〇 一五〇・一一</p>	<p>一八・四〇〇 一五〇・一一</p>	敷地の幅員 (メートル)
	<p>一一三九・六二</p>	延長 (メートル)
	<p>道路改良事業による。</p>	備 考